

時間貸駐車場事業実施条件等

借受者は、対象物件を隣接する公社用地と一体的に利用し、時間貸駐車場事業に供する場合、以下の取扱いを遵守するものとします。

1. 事業開始・実施

事業開始に伴う工事等は、事前に完成予定図面や仕様書等を提出のうえ、福岡市及び公社の承諾を得たうえで行うものとします。

2. 車両出入口・車路等

借受者は、駐車場における車両の出口と入口を個別に設置（計 2 箇所）のうえ、一方通行を前提とした車両動線とするほか、入出庫におけるゲート式の禁止など、前面道路の交通安全対策に配慮するものとします。

3. 誤進入等防止

借受者は、駐車車両の円滑な通行のため、一方通行や入出庫時右折禁止などを明示したサインを駐車場に設置し、駐車車両の逆走や誤進入などを防止するものとします。

4. 安全確保

借受者は、歩道と駐車場の境界に縁石とポールを設置するなど、駐車場利用者及び通行人の安全の確保に万全を期すものとし、その他、安全確保のための対策及び対応が必要となったときは、迅速に講ずるものとします。

5. 境界明示

借受者は、原則として、歩道と接する境界を除き、フェンスの新設により隣接地との境界を明示するものとします。なお、新設するフェンスは撤去することとなる既設フェンスと同等品以上とするものとします。

また、貸付物件と公社用地の境界を鋳等にて明示するものとします。

6. 近隣地域等への配慮

借受者は、貸付物件における時間貸駐車場及び駐車車両に対する近隣地域の住民や関係者からの苦情、警察からの指導等があった場合は、その対応及び対策を講じなければなりません。なお、深夜の騒音問題等が発生したときは、借受者は深夜の営業を停止するなど必要となる対応について福岡市と協議するものとします。

7. 費用負担

借受者が、貸付物件を時間貸駐車場事業に供するために要する費用は、全て借受者の負担とするものとします。

8. 責任の所在

借受者は、貸付物件を時間貸駐車場に供するためにかかる一切の責任を負担することとし、福岡市に一切の責任を負担させないものとします。